

宗教又は信念に基づくすべての不寛容及び
差別の撤廃に関する宣言

国際連合広報センター



宗教又は信念に基づくすべての不寛容及び

差別の撤廃に関する宣言

序

国際連合の基本目的の一つは、国連憲章に定められているように、人種・性・言語又は宗教による差別なしにすべての者の人権と基本的自由の尊重を促進、奨励することにある。

信念の自由は、1948年の国連総会で採択された世界人権宣言ならびに1966年に採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約に明示されている諸権利のうちの一つである。

世界人権宣言の前文は、「言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言された」と述べている。

同第2条は、「すべて人は、人種・皮膚の色・性、言語・宗教・政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由

文

による差別を受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」と言明している。

世界人権宣言の第18条は、「すべて人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む」と述べている。

この権利は、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第18条では、批准国にとっての法的義務となり、こう述べられている。

「1. すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は

他の者と共同して及び公に又は私的に、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。」

「2. 何人も、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。」

「3. 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。」

「4. この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。」

宗教及び信念に基づくすべての不寛容及び差別の撤廃に関する国連文書を作成するという件が国連総会で承認された1962年に、宣言の起草がはじまった。その時点で、宣言と国際規約という二つの別個の文書が考えられ

ていた。

1972年の国連総会では、まず宣言の完成を優先させ、その後に国際規約を起草することが決定された。総会の要請を受けて、人権委員会では1974年から1981年にわたって毎年、宣言案の審議が行なわれた。1981年3月には、人権委員会が宣言案を採択し、それは経済社会理事会を経て、その後同年に開かれた総会に提出された。

1981年11月25日、国連総会は、宗教及び信念に基づくすべての不寛容及び差別の撤廃に関する宣言を採択した。そこには「宗教及び信念の自由についての理解、寛容及び尊重を促進すること」を必要不可欠とし、「すべてのこうした不寛容をすみやかに撤廃するために必要なあらゆる措置をとること、並びに宗教又は信念を理由とする差別を阻止し、それと闘うこと」を決意したと述べられている。

この宣言の全文は、以下のとおりである。

宗教又は信念に基づくすべての不寛容及び差別の撤廃に関する宣言

1981年11月25日、国連総会で採択

(決議36/55)

国際連合総会は、

国際連合憲章の基本原則の一つは、すべての人間に固有の尊厳及び平等の原則であること、並びに、すべての国際連合加盟国は、人種・性・言語又は宗教上の差別なしに万人の人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を促進及び奨励するために、国際連合と協力して共同及び個別の活動を行うことを誓約したことを考慮し、

世界人権宣言及び国際人権規約には、法の前での無差別、平等の原則、並びに、思想・良心・宗教又は信念の自由についての権利が宣明されていることを考慮し、

人権及び基本的自由、特に思想、良心、宗教又は他のいかなる信念であってもその自由についての権利が、無視、侵害されることは、ことにそれが外国による内政干渉の手段として利用され、かつ、人民及び国家間に憎悪をかきたてる場合、人類に直接又は間接に戦争及び大きな苦難をもたらすものであることを考慮し、

宗教又は信念は、それを信じる者にとっては人生観の一つの基本的要素であること、並びに、宗教又は信念の自由は、十全に尊重、保証されなければならないこと

を考慮し、

宗教及び信念の自由についての理解、寛容及び尊重を促進すること、並びに、国際連合憲章その他の関連文書及びこの宣言の意図と原則に矛盾する目的で、宗教又は信仰を利用することは許容できないと確認することを必要不可欠であるとみなし、

宗教及び信仰の自由はまた、世界平和、社会正義及び人民間の友好という目標の達成、並びに、植民地主義及び人種差別のイデオロギー又はその実践の撤廃に寄与するものであることを確信し、

国際連合及び専門機関の後援を受けて、様々な形態の差別を撤廃するための協定のうち、すでにいくつかが採択され、並びに効力を発生しているものもあることに満足をもって留意し、

世界のある地域には依然として、宗教又は信念についての不寛容の表明及び差別が顕著に見られることを懸念し、

すべてのこうした不寛容をすみやかに撤廃するために必要なあらゆる措置をとること、並びに、宗教又は信念を理由とする差別を阻止し、それと闘うことを決意し、

宗教又は信念に基づくすべての非寛容及び差別に関するこの宣言を採択する。

第1条

1. すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又はいかなる信念でもそれを有する自由、並びに、単独で又は他の者と共同して及び公的又は私的に、礼拝、儀式、行事及び宣教によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。

2. 何人も、自ら選択する宗教又は信念を有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。
3. 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康もしくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第2条

1. 何人も、いかなる国、機関、集団又は個人からも、宗教又はその他の信念を理由とする差別を受けることはない。
2. この宣言の目的に関して、「宗教又は信念に基づく不寛容及び差別」という表現は、宗教又は信念に基づくものでかつ平等な基盤での人権及び基本的自由の承認、享有又は実践の拒否又は妨害を目的として、又は作用として有するあらゆる差別、排斥、制限又は優遇を意味する。

第3条

宗教又は信念を理由として人間が相互に差別しあうことは、人間の尊厳に対する侮辱であり、国際連合憲章の原則を否定するものである。従って、世界人権宣言にうたわれ、国際人権規約に詳細にうたわれている人権及び基本的自由に違反するものとして、並びに、国家間の友好的及び平和的関係を妨害するものとして非難される。

第4条

1. すべての国は、市民的、経済的、政治的、社会的及び文化的生活の全領域において人権及び基本的自由を承認、実践及び享有する中で、宗教又は信念を理由とする差別を防止及び撤廃するための効果的な措置をとるものとする。
2. すべての国は、あらゆる努力を傾けて、こうした差別を禁止するために、必要とあれば法律を制定もしくは廃止し、かつ、これに関して宗教又はその他の信念

を理由とする不寛容と闘うために、すべての適切な措置をとるものとする。

第5条

1. 児童の父母又は場合により法定保護者は、自らの宗教又は信念に従い、かつ、その児童の養育に相当と信じる道徳的教育に留意しながら、その家族内での生活を組織する権利を有する。
2. すべての児童は、父母又は場合により法定保護者の願望に応じた宗教又は信念についての教育を受ける権利を享有し、父母又は法定保護者の願望に反する宗教又は信念についての教育を受けることを強制されない。その際、その児童にとって最善であるものを原則とする。
3. 児童は、宗教又は信念を理由とするすべての差別から保護される。児童は、人民相互の理解、寛容及び友情、平和及び世界的兄弟愛、他人の宗教又は信念の自

由の尊重という精神をもって、並びに、自らの活力及び才能は仲間のために向けられるべきであるという十分な意識をもって、養育される。

4. 父母又は法定保護者のどちらの監督下にもない児童の場合は、父母又は法定保護者が宗教又は信念について表明した願望もしくは願望を証明するものに対し、正当な考慮がはられる。その際、その児童にとって最善であることを原則とする。
5. 児童がそれをもって養育される宗教又は信念の実践活動は、この宣言の第1条の3を考慮し、その児童の身体的又は精神的健康、もしくはその児童の十全な発達をそこなうものであってはならない。

第6条

この宣言の第1条に従い、かつ第1条の3の規定を前提として、思想、良心、宗教又は信念の自由についての権利は、とりわけ次のような自由を含む。

- (a) 宗教又は信念に関連する礼拝又は集会の自由、並びにこれらの目的のための場所を設置及び維持する自由
- (b) 適切な慈善的又は人道主義的機関を設立及び維持する自由
- (c) 宗教又は信念の儀式又は慣習に関してそれに必要な品物や材料を適切な範囲で作製、取得及び使用する自由
- (d) これらの分野において関連出版物を著述、発行及び普及させる自由
- (e) 宗教又は信念を、その目的にかなった場所で布教する自由
- (f) 個人や機関からの任意の財政的又はその他の寄付を、要請及び受領する自由
- (g) いかなる宗教や信念でも、その要件や規範にしたがって指導者を訓練、指名、選出又は継承によって任命する自由

(h) 自らの宗教又は信念の教えに従って安息日並びに祝日及び祭典を祝う自由

- (i) 宗教及び信念に関して、国内的及び国際的に個人及び共同体との交流を確立及び維持する自由

第7条

この宣言に定められた権利及び自由は、すべての者がこうした権利及び自由を実際に享受できるよう、国内法において承認される。

第8条

この宣言中のいかなる規定も、世界人権宣言及び国際人権規約に定義されている権利を制限もしくは害するものと解してはならない。

国際連合広報センターでは、国際連合の活動を示すパンフレット（日本語，英語）を多数備え，無料で一般に差上げています。また16ミリ映画の無料貸出しも行っています。詳しくは以下におたずね下さい。

1983年3月15日

国際連合広報センター

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館22階

〒107 電話（475）1611～4